

令和6年度 藤沢市国民健康保険料について

1. 国民健康保険料

- (1) 国民健康保険料（以下、保険料）は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分で構成されています。
 ア 医療分…国民健康保険加入者の医療費の財源となる保険料です。（加入者全員が対象）
 イ 後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度を支えるための財源となる保険料です。（加入者全員が対象）
 ウ 介護分…介護保険制度を支えるための財源となる保険料です。（介護保険第2号被保険者〈40歳以上65歳未満〉が対象）
- (2) 保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分（※1）をそれぞれ次のア～ウごとに計算し、その合計額を納付義務者である世帯主に一括して請求します。
 ア 所得割額…世帯の加入者の前年中の所得割算定基礎額（※2）の合計から計算
 イ 均等割額…世帯の加入者の人数に応じて計算
 ウ 平等割額…1世帯ごとに計算
- (※1) 世帯の加入者に40歳から64歳までの方がいる場合は、その方の介護保険料を国民健康保険料の「介護分」として納付していただきます。
- (※2) 「所得割算定基礎額」とは、国民健康保険料の所得割の算定対象となる所得で、次の①～③の合計額から住民税の基礎控除額（上限43万円）を差し引いた額です。
 ①総所得金額（給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得、利子所得、配当所得、一時所得等）
 ②山林所得金額
 ③分離課税の所得金額（土地建物等に係る譲渡所得、株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得等、先物取引に係る雑所得等）
 *遺族年金、障がい年金等の非課税所得及び退職所得は、算定対象となりません。
 *繰越控除適用後及び分離譲渡所得の特別控除適用後（雑損失の繰越控除は除く）の所得が算定対象となります。
 *総合課税の長期譲渡所得、一時所得はその合計額の2分の1が算定対象となります。

世帯の保険料

=

医療分

+

後期高齢者
支援金分

+

介護分

2. 保険料の料率

区分	令和6年度	令和5年度	前年度比較
医療分	①所得割額 国保加入者の所得割算定基礎額の合計 × 6.94%	国保加入者の所得割算定基礎額の合計 × 6.19%	+0.75ポイント
	②均等割額 国保加入者の人数 × 28,560円	国保加入者の人数 × 26,880円	+1,680円
	③平等割額 1世帯当たり 18,480円	1世帯当たり 17,400円	+1,080円
	賦課限度額 65万円	65万円	±0万円
後期高齢者支援金分	④所得割額 国保加入者の所得割算定基礎額の合計 × 2.97%	国保加入者の所得割算定基礎額の合計 × 2.65%	+0.32ポイント
	⑤均等割額 国保加入者の人数 × 11,880円	国保加入者の人数 × 11,040円	+840円
	⑥平等割額 1世帯当たり 7,680円	1世帯当たり 7,080円	+600円
	賦課限度額 24万円	22万円	+2万円
介護分 (40歳から64歳まで)	⑦所得割額 介護分対象国保加入者の所得割算定基礎額の合計 × 2.55%	介護分対象国保加入者の所得割算定基礎額の合計 × 2.55%	±0ポイント
	⑧均等割額 介護分対象国保加入者の人数 × 12,480円	介護分対象国保加入者の人数 × 12,480円	±0円
	⑨平等割額 介護分対象国保加入者がいる世帯 1世帯あたり 6,000円	介護分対象国保加入者がいる世帯 1世帯あたり 6,000円	±0円
	賦課限度額 17万円	17万円	±0万円

医療分、後期高齢者支援金分、介護分の所得割額、均等割額、平等割額を合計した金額（①～⑨の合計）が、年間保険料となります。（介護分対象の国保加入者がいない場合、介護分（⑦～⑨の合計）は計算しません。）

ただし、区分別保険料額が区分ごとの賦課限度額を超えた場合は、賦課限度額が区分別保険料となります。（各区分別保険料が賦課限度額を超えた場合の年間保険料は、介護分対象の国保加入者がいる場合は106万円、いない場合は89万円です。）

令和6年度保険料については、近年の国民健康保険被保険者数の減少や、被保険者の高齢化、医療の高度化等の影響により、被保険者1人当たりの医療費が増加していることで、保険料の負担が前年度に比べ増加しております。藤沢市国民健康保険財政を維持するための措置となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3. 保険料の納付について

保険料の納付の義務は世帯主に課されるため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納付義務者は世帯主となり、通知書及び納付書は世帯主あてに送付されます（国民健康保険法第76条）。

国民健康保険の加入の届出をした場合は、通知は加入届出月の翌月（届出が4月に限り6月）にお送りします。保険料は資格取得月の分までさかのぼって計算され、1回の納付額は、原則として資格取得月から当該年度の3月までの合計額を納付回数で割ったものとなります。1回の納付額が1か月分の保険料額と異なるため、加入月数によっては国民健康保険をやめた月以降に納付額が残る場合もありますが、この納付額にはやめた月以降の保険料は含まれていません。

(1) 普通徴収（納付書払い・口座振替等）の場合

年間の保険料は、6月から翌3月までの10回（期）に分けて納めていただきます。納期限は各月の末日です。ただし、該当日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日です。藤沢市指定金融機関等、市役所内指定金融機関派出所、保険年金課、各市民センター又はコンビニエンスストア等で納付してください。（ペイジー、スマホ決済アプリ、クレジットカード（システム利用料本人負担あり）での納付も可能です。）

詳細は、「国民健康保険料の納付について」（右の二次元コード）をご覧ください。



○計算例（年間保険料379,610円の場合）※各期の10円未満の端数金額は、1期の納付額に合算して納付します。

(4月)	(5月)	1期(6月)	2期(7月)	3期(8月)	4期(9月)
0円	0円	37,970円	37,960円	37,960円	37,960円
5期(10月)	6期(11月)	7期(12月)	8期(1月)	9期(2月)	10期(3月)
37,960円	37,960円	37,960円	37,960円	37,960円	37,960円

*年度途中で国民健康保険の加入又は喪失の資格異動があった場合、保険料は届出月の翌月から変更になります。

*年度途中で所得割算定基礎額に変更があった場合、保険料はそれを把握した翌月から変更になります。

(2) 特別徴収（年金からの天引き）の場合（国民健康保険法施行令第29条の11～13）

年金を受給している65歳から75歳未満の方は、原則として、保険料は年金からの天引き（特別徴収）による納付となります。

○次の①～④のすべてに該当する方が特別徴収の対象となります。

- ①世帯主（納付義務者）が国民健康保険の被保険者であり、介護保険料が特別徴収されていること。
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者が全員65歳以上であること。
- ③特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金等）の年間受給額が18万円以上であり、同一の月に特別徴収されると見込まれる介護保険料と国民健康保険料の合計額が当該月に支払われる年金受給額の2分の1を超えないこと。
- ④保険料の支払いを口座振替でなく、納付書で納付されていること。

*特別徴収の場合、世帯主（納付義務者）の年金から被保険者全員分の保険料が天引きされます。

*口座振替の方でも、申し出により特別徴収に変更できる場合があります。

*10月から特別徴収が開始される方は、9月（4期）までの徴収方法は普通徴収となります。

*年度の途中で上記①～④のいずれかに該当しなくなった場合や、保険料の変更があった場合は、納付方法が年度の途中又は次年度から普通徴収になることがあります。

*年度の途中で世帯主（納付義務者）の方が75歳になる場合、その年度の徴収方法は普通徴収となります。

詳細は、「国民健康保険料の特別徴収（年金からの天引き）について」（右の二次元コード）をご覧ください。



納付方法

現金	<ul style="list-style-type: none"> ●コンビニエンスストア ●窓口 藤沢市指定金融機関等 保険年金課 各市民センター（石川分館含む）
口座振替	●受付方法は右記参照
スマホ決済アプリ ※コンビニ利用不可	PayPay LINE Pay
ペイジー (Pay-easy)	
クレジットカード ※システム利用料本人負担あり	VISA, Mastercard JCB, AmericanExpress DinersClub

WEB
申込みなら
24時間
いつでも
どこでも
登録OK!!

PC・スマホ操作に不安がある方はお電話ください♪
※申込はがきをお送りします。
TEL:0466-50-3517

藤沢市 国保 口座振替 検索

* はがきでのお手続きの場合は、毎月15日までに市役所に依頼書が到着した場合にその翌月末から口座振替予定となります。

* 15日が休日の場合はその直前の休日でない日が締め切りになります。

* 各納期限日に振替できなかった保険料の再振替はできません。

保険料の口座振替についての詳細はこちら⇒



4. 保険料の減額について

(1) 低所得世帯に対する軽減（申請は不要です）

世帯の国民健康保険に加入している（していた）方、擬制世帯主（※1）及び特定同一世帯所属者（※2）の前年中における所得金額等の合計が一定以下の世帯については、令和6年度の保険料のうち均等割額、平等割額を下表の割合で減額します。

前年中（令和5年中）の所得金額等の合計	軽減割合
43万円 + [10万円 × (給与・年金所得者（※3）の数 - 1)] 以下	7割
43万円 + (29万5千円 × 加入者及び特定同一世帯所属者の数) + [10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)] 以下	5割
43万円 + (54万5千円 × 加入者及び特定同一世帯所属者の数) + [10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)] 以下	2割

（※1）擬制世帯主…国民健康保険の被保険者でない世帯主

（※2）特定同一世帯所属者…国民健康保険の被保険者から、75歳の年齢到達等により後期高齢者医療制度の被保険者になられた方

（※3）給与・年金所得者…前年中の給与収入が55万円超の方及び公的年金等収入が60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上）の方

*この軽減は、前年中の所得申告に基づいて自動的に判定されます。（ただし、所得未判明の方がいる場合は、軽減判定されないことがありますので、未申告の方は申告してください。また、他の市区町村で遅れて申告した場合はご連絡ください。）

*1月1日現在で、65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、最高15万円を控除した金額で判定します。

*分離譲渡所得は特別控除前の金額で判定、また、専従者給与は専従者給与支払者の所得として判定します。

*「給与・年金所得者の数 - 1」の値は、0より小さい場合は0として計算します。

(2) 未就学児に対する軽減（申請は不要です）

世帯の未就学児に対して、均等割額の1/2を減額します。

(3) 産前産後期間に対する軽減（原則届出が必要です）

世帯の出産予定又は出産した加入者に対して、出産前後一定期間の所得割額及び均等割額の全額を減額します。（令和6年1月から実施）

(4) 非自発的失業者（会社都合退職者）に対する軽減（届出が必要です）

倒産・解雇・雇止めなど会社都合による退職の場合、届出することにより保険料を軽減できる場合があります。

次の①、②両方に該当する方は、「特例対象被保険者等該当届出書」の届出をしてください。

該当者の前年の給与所得を30/100とみなして、保険料を算出します（軽減期間は、離職の翌日から翌年度末まで）。

①雇用保険受給資格者証又は、雇用保険受給資格通知をお持ちの方で、離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34の方（雇用保険特例受給資格者、高齢受給資格者は軽減の対象となりません。）

②退職時点で65歳未満の方

(5) 保険料の緩和措置（申請は不要です）

住民税が非課税の方は、当該年度分の所得割算定基礎額を30/100減額して保険料を算出します。

(6) 条例減免制度（申請が必要です）

ア 風水害・火災などの災害、長期の疾病又は負傷、会社都合による退職等、特別の事情により、資産、能力を活用しても生活が一時的に困難となり、保険料が納められなくなった場合。

*上記の減免を受ける場合、原則としてご相談をいただいた上での申請になります。ご相談窓口は、保険年金課です。

*申請後、減免の承認決定された場合は、申請月以降の納期の保険料が減免対象となります（災害に伴う減免は除く）。

イ 他の健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移ったために、扶養されていた65歳以上の方が国民健康保険に加入した場合。

*申請後、減免の承認決定された場合は、資格取得月以降の保険料が減免対象となります。

*均等割額・平等割額は、当初2年間に限り減免対象となります（平等割額の減免は国民健康保険単身世帯に限る）。

(7) 平等割額に対する軽減（申請は不要です）

国民健康保険の加入者が特定同一世帯所属者となることで、世帯の国民健康保険の加入者が1人となった場合は、5年間、医療分・後期高齢者支援金分の平等割額の1/2を減額します。また、5年経過後3年間は、1/4を減額します（ただし、加入者が2人以上になった場合は適用されなくなります）。

5. 保険料変更の期間制限について

当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降、保険料額の更正はできません。

*当該年度における最初の保険料の納期は、保険料の徴収方法や資格取得日等によって世帯ごとに異なります。

*資格取得日が当該年度1期納期限以後の世帯は、資格取得日の翌日が起算日となり、起算日から2年を経過した日以降、保険料額の更正はできません。

6. よくあるお問い合わせ

(1) 世帯の加入者ごとの保険料を知りたい

国民健康保険料額通知書表面右上の個人別内訳「④個人保険料額」欄に記載しています。

(2) 国民健康保険に加入していない世帯主に通知書が送られてきた

保険料の納付の義務は世帯主に課されるため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、通知書は世帯主に対して送付されます（国民健康保険法第76条）。

世帯のうち加入されている方は、国民健康保険料額通知書表面右上の個人別内訳「③賦課対象月」欄に記号（○◎□■◆）を記載していますので、ご確認ください。

(3) 納付書が納期分添付されていない

口座振替及び特別徴収（年金からの天引き）の世帯は納付書が添付されません。

国民健康保険料額通知書表面の左中央「納付方法」欄に納付方法、口座振替の金融機関・支店名等が記載されます（ゆうちょ銀行は除く）。特別徴収（年金からの天引き）の場合は国民健康保険料額通知書表面左下【特別徴収】欄に特別徴収義務者（年金保険者）・対象年金が記載されます。

7月から口座振替開始の場合、1期のみ納付書が添付されます。10月から特別徴収の場合、1期から4期までの納付書が添付されます。

(4) 昨年と比べて保険料が高くなった

様々な理由が考えられますが、代表的な理由は次のとおりです。

- ・加入者数や加入期間などによるもの。
加入者数や加入期間が昨年より多い場合は保険料が高くなる場合があります。また、40歳になり介護分が新たに計算されることで保険料が高くなる場合があります。
- ・所得の増加や課税状況の変動によるもの。
2022年中（令和4年1月～12月）の収入・所得に比べ、2023年中（令和5年1月～12月）の収入・所得が高い場合、保険料が高くなる場合があります（所得割額の増加や低所得世帯に対する軽減割合の変更など）。
- ・国民健康保険料額通知書作成時点で前年中の所得が把握できていないことによるもの。
- ・保険料率の改定や賦課限度額の変更等によるもの。

(5) 会社の健康保険に加入しているのに保険料の通知書が届いた

新たに会社の健康保険に加入した場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要となります。手続きをしていない場合は、手続きをしてください。

(6) 国民健康保険をやめる手続きをしたのに通知書が届いた

喪失の手続きをした場合でも、資格喪失日（会社の保険に加入した日など）によっては、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）分の保険料が発生することがあります。

国民健康保険料額通知書表面右上の個人別内訳「③賦課対象月」欄に、保険料賦課の対象となった月に記号（○◎□■◆）を記載していますのでご確認ください。

例：令和6年5月に会社の健康保険に加入した方は、令和6年4月分が保険料の計算対象となります。

(7) 今まで保険料は年金から天引きされていたのに、通知書に納付書が同封されていた

次のような場合は、納付書でお支払いいただくことがあります。

- ・年度の途中で世帯主（納付義務者）の方が75歳になる（75歳以上の方等を対象とする後期高齢者医療制度に移行する）場合
- ・世帯主（納付義務者）が国民健康保険の被保険者ではない場合
（例）世帯主（納付義務者）が後期高齢者医療制度の被保険者又は勤務先の社会保険制度の被保険者である場合
- ・年度の途中で保険料の変更があった場合
- ・前年度の保険料に変更があり、前年度の2月の年金天引き額が0円である場合
- ・世帯内の国民健康保険の被保険者に64歳以下の方がいる場合
- ・特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金等）の年額が18万円未満である場合
- ・国民健康保険料が介護保険料と合わせて、（老齢基礎年金等の）1回あたりの年金受給額の2分の1を超えている場合

(8) その他の国民健康保険料額通知書に関するお問い合わせは

藤沢市保険年金課ホームページ内「令和6年度国民健康保険料額通知書兼納入通知書についての質問と回答」(右の二次元コード)をご覧ください。



【お問い合わせ】 藤沢市役所 保険年金課 国保調査担当 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-50-3574 (直通) 受付時間 平日 8:30~17:00
FAX 0466-50-8413
国民健康保険ホームページ: (右の二次元コード) をご覧ください。

